

平成20年 第2回  
茨城県南水道企業団議会  
臨時会 会議録

(平成20年8月8日)

茨城県南水道企業団議会

平成20年 第2回  
茨城県南水道企業団議会臨時会会議録

平成20年8月8日(金) 午後2時00分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定の件

日程第3. 議案第1号 茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第3号 平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算について

出席議員	議長	5番	曾根一吉	議員
		1番	沼田利光	議員
		2番	宮原節子	議員
		3番	大谷雅彦	議員
		4番	中根利兵衛	議員
		6番	大野喜助	議員
		7番	披田信一郎	議員
		8番	伊藤悦子	議員
		9番	佐藤隆治	議員
		10番	野口利枝子	議員
		11番	澤部利勝	議員
		12番	貫井徹	議員

欠席議員 なし

説明のための出席者

串田武久	企業長
池邊勝幸	副企業長
藤井信吾	副企業長
湯原義伸	企業出納員
野口勇	事務所長
佐藤久雄	次長
菊地平	次長
山口好正	総務課長
岡野明	業務課長
小暮一郎	工務課長
海老原敏夫	管理課長
永井俊一	配水課長
飯島美博	経営企画 グループリーダー

---

茨城県南水道企業団議会事務局

藤原勘一	局長
根本昌実	係長
山本信之	書記
小嶋哲夫	書記

---

平成 20 年第 2 回茨城県南水道企業団議会臨時会  
議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 伊藤 悦子	1 議案第 2 号 1. 給水条例改正について ①基本料金の検討について 2 議案第 3 号 1. 企業債借り換えについて ①公営企業金融公庫残高と政府債残高はどうなっているか。TOTALでの利息減はいくらか ②高い利率についての今後の対応について
2 野口利枝子	1 議案第 1 号 1. 監査委員の報酬変更の根拠とこれまでとの比較について 2. 企業長はじめ特別職の報酬および費用弁償について 3. これまでの研修成果について
3 披田信一郎	1 議案第 1 号 1. 監査委員報酬について ①現状での活動状況 ②年間報酬額ベースではどうなるか ③議会選出委員の重複支給は 2. 議案第 2 号 1. 量水器使用料の廃止の、全体的見直しとの関係は 2. 検討の全容について 3. 今後の経営見直しについて 3. 議案第 3 号 1. 借換えと、量水器使用料廃止による減収等の全体的収支バランスについて ①詳細な説明を求める

---

午後 2時07分 開 会

---

○曾根一吉 議長

ただいまから平成20年第2回茨城県南水道企業団議会臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、会議は成立します。  
これから本日の会議を開きます。

---

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○曾根一吉 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、4番、中根利兵衛議員、6番、大野喜助議員、兩名を指名します。

---

◇日程第2 会期決定の件

○曾根一吉 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。  
<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定します。

---

◇日程第1 議案第1号から議案第3号

○曾根一吉 議長

日程第3、議案第1号から議案第3号を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。串田武久企業長。  
<串田武久企業長 登壇>

○串田武久 企業長

本日、平成20年第2回茨城県南水道企業団議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用中にもかかわらずご参集いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

毎日暑さが続き、水不足が心配されます。企業団では現在のところ、安心・安全な水を供給できる体制となっておりますが、より一層の節水をお願いしておるところでもあります。また、議員の皆様には厳しい暑さの中、健康に留意され、ますますご活躍されますこと

とをご祈念申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます議案第1号であります。茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは正副企業長、議会議員並びに監査委員の報酬及び費用弁償について、構成市並びに近隣組合の支給状況を調査し、財政状況を勘案しながら、減額または見直しを行おうとするものであります。

議案第2号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。これは、水道料金の一部を改正し、量水器使用料金を廃止することにより、使用者の負担軽減を図ろうとするものであります。

次に、議案第3号は、平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算についてであります。これは、企業債の借り換え及び量水器使用料金の廃止に伴う予算の補正であります。

まず、企業債の借り換えについてであります。公営企業金融公庫債につきましては平成20年9月に繰り上げ償還を実施いたします。利率が5%以上のものが対象となり、7本合計で6億653万1,308円となります。また、政府債につきましては平成21年3月に繰り上げ償還を実施いたします。利率が6%以上7%未満のものが対象となり、2本で2億4,913万9,895円となります。これは支払い利息が3,508万4,000円の減額となり、企業債収入が8億5,510万円の増額となり、企業債償還金が8億7,452万3,000円の増額となります。また、量水器使用料金の廃止に伴う給水収益の減少につきましては2,557万8,000円の減収を予定しております。

以上が本日ご提案申し上げました議案の概要であります。何とぞ慎重なるご審議の上適切な決定を賜りたくお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

#### ○曾根一吉 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。通告の順番に発言を許します。

8番、伊藤悦子議員。

< 8番、伊藤悦子議員 登壇 >

#### ○8番（伊藤悦子 議員）

通告に従いまして質疑を行います。日本共産党の伊藤悦子です。

議案第2号、議案第3号について行います。

初めに、議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。

この条例改正は、料金のことについての改正になっております。今まで料金に量水器使用料が含まれていましたが、10月1日から廃止するものです。日本共産党は住民の皆さんの量水器は無料にしてとの要望を受け、また、使用量をはかるのは企業団の仕事であると長

年量水器使用料は無料にすべきと主張してまいりました。今回の提案は住民の要望が実ったものと受けとめています。

さて、今回の条例改正の23条は、料金のことについての条文であり、基本料金及び超過料金についての規定があります。平成19年第2回定例会で水道料金の値下げを求める請願が採択をされており、基本料金、超過料金の値下げを求めています。

そこでお伺いいたします。

1点目に、改めて量水器使用料のみの改正の理由をお伺いいたします。

2点目に、今回の条例改正に当たり、基本料金や超過料金についての検討はされたのでしょうか。検討委員会や正副議長会議で十分に検討することでしたが、いかがでしょうか。

2点目には、検討されていないというのであれば、なぜされなかったのかについてお伺いをいたします。

次に、議案第3号です。この補正予算は、企業債の借り換え、量水器使用料の廃止に伴う予算の補正です。

企業債の借り換えについてお伺いいたします。

日本共産党は、利率の高い企業債については、以前から借り換えを主張してきました。今回、先ほども説明がありましたが、公営企業金融公庫については7本合計で6億635万1,308円を9月に繰り上げ償還を行います。政府債についても2本で2億4,913万9,895円を平成21年3月に償還を行います。今年度の支払い利息が3,508万円の減額とありました。

1点目に、今後の公営企業金融公庫債残高、政府債の残高、また、その利息などはどのようなになっているのでしょうか。

2点目は、償還される企業債のトータルでの利息はどのようなになっているのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

#### ○串田武久 企業長

伊藤悦子議員の質問にお答えいたします。

基本料金の検討をされたかとのことでありますが、先ほどの提案理由でも説明しましたとおり、平成20年10月分から量水器使用料を廃止することによって、水道使用者、いわゆるユーザーの負担軽減を図ろうとするものであります。しかし、基本料金の検討につきましては、議会でも請願が採択されていることを真摯に受けとめておりますが、県南水道では現在配水場更新事業、石綿管布設替及び鉛管等の取り替え工事を順次行っております。安心・安全な水道水の供給のために今後工事を計画的に進めていかなければならない多くの課題がありますので、財政状況を見て、今後につきましても研究をしてまいりたい、こ

のように考えているところであります。

○曾根一吉 議長

答弁、ありますか。野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

企業債の借り換えにつきましてお答えいたします。

平成19年8月7日付総務省通知公的資金補償金免除繰り上げ償還の実施要綱に基づき、当企業団におきましても、平成20年3月に借り入れ利息7%以上の返済について繰り上げ償還を行ったところでございますが、本年においても対象となる6%以上7%未満の返済、5%以上の公営企業金融公庫債の借り換え債及び繰り上げ償還を総務省自治財務局に要望いたしましたところ、対象団体と認められ、手続を進めております。

平成21年度におきましても5%以上の返済が対象となっておりますので、当然要望していく予定でおります。

次に、企業債借り換えの詳細でございますが、公営企業金融公庫債の利率7%以上の2件合計で1億9,772万8,415円、同じく公営企業金融公庫債の5%以上6%未満の5件合計で4億880万2,893円でございます。政府債は6%以上7%未満の2件合計で2億4,913万9,895円でございます。合わせまして9件、8億5,510万円を借り換えするものであります。

次に、企業債残高でございますが、今回の借り換え債及び今年度新規借り入れを予定しております企業債13億8,000万円を含めまして、今年度末の未償還残高は、種類別に政府債19億2,115万円、公営企業金融公庫債15億3,900万円、市中銀行縁故債8億350万円、総額42億6,400万円となる見込みでございます。

次に、借り換えによる支払い利息縮減額でございますが、今回の補償金免除による繰り上げ償還、また来年度予定しています5%以上の政府債の繰り上げ償還がすべて承認された場合の利息縮減は、残債期限の最終となる平成31年度までの12年間で2億7,700万円程度と見込んでおります。

以上であります。

○曾根一吉 議長

8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子議員 登壇>

○8番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問を行います。

まず、議案第2号ですが、量水器の廃止のことに伴って、基本料金や超過料金も条例に書かれているわけですから、このところについての検討についてお伺いしましたが、残念ながら、今後の検討ということなんですけれども、議会のほうにおきましても条例の検討に当たっては7回の検討委員会も行ってまいりました。すべてのこともあらゆることも



考えながらの検討を行い、そして議会で承認をされたわけです。また、住民の間でも8月からは食料品の値上げも続き、一昨年からの税金の値上げ等あらゆるところでの生活が圧迫しているところです。住民の思いとしては、一刻も早く値下げに向けて検討を行い、実施をしていただきたい、このように思っているところです。

改めて伺いたしますが、この検討は今後どのような時期を踏まえながら検討するのか、伺いたします。

それと議案第3号ですが、来年度につきましても5%以上のものについて、残っている部分についてまた借り換えを行うということですがけれども、その具体的なものについて伺いをしたいと思います。

また、現在金利は約2%台だと思いますが、そのほかの政府債や公営企業金融公庫債などの残高の利息はそれ以上となっているわけですがけれども、その辺についての取り扱いがどうなのかについて伺いをいたします。

#### ○曾根一吉 議長

串田武久 企業長。

<串田武久企業長 登壇>

#### ○串田武久 企業長

基本料金の問題についてお答えいたしたいと思います。先ほどもお答えしたとおりです。当企業団には課題が山積しております。まずは量水器使用料を廃止いたしまして、ユーザーの負担軽減を図ることを検討したわけでございます。この水道料金につきましては、当企業団の経営のあり方について大変重要な源泉でもありますので、今後の収支状況を見ながらさらに検討してまいりたい、このように現時点で考えているところでありますことをお答えしたいと思います。

#### ○曾根一吉 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

#### ○野口 勇 事務所長

先ほどの伊藤議員さんの5%以上の質問でございますが、利率5%台の政府債繰り上げ償還については平成21年度に実施予定ですが、当企業団においては5.1%が1件該当いたしまして、繰り上げ償還期日は平成22年3月25日で、4億5,306万2,109円をすべて茨城県を通し総務省自治財政局へ要望しているところであります。ただし、繰り上げ償還の承認はあくまで平成21年度に回答されるようになっておりますので、決定したというわけではございません。要望する際、公営企業経営健全化計画を同時に提出しております。総務省の通知によれば、これらの実施状況を踏まえ、繰り上げ償還額の調定、減額、または中止、延期することがあると申し添えられております。

続きまして、高い利率についての今後の取り組みなんですが、5%未満の企業債のうち

4%台の公営企業金融公庫債の補償金を積んで、繰り上げ償還が1件該当いたしますが、市中銀行での借入利息、2%程度で試算しましたところ、補償金のほうが利息縮減額を若干上回るということで、繰り上げ償還はする予定はありません。

以上です。

#### ○曾根一吉 議長

答弁が終わりました。通告の順番に発言を許したいと思います。

失礼しました。これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

#### ○10番（野口利枝子 議員）

10番、野口でございます。通告順に従いましてお伺いいたします。

私は、議案第1号の県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。

まず、初めに監査委員の報酬変更の根拠とこれまでとの比較について伺います。

参考資料1を見ますと、第5条の監査委員の報酬が変更され、これまでの年額から日割りになっています。年額7万500円から、日額、識見者で6,800円、議員選出の監査委員は6,300円となりました。また、旧条例では、議員が監査委員を兼ねるとき云々と、いかなる場合においても重複しないとの文言がございましたが、これが削除されております。これらの変更した根拠、また、トータルいたしますとこの金額に、新しい条例に従った中身でいきますと支給額、これまでの金額とトータルしてどのように変化があるのか、教えていただきたい。お答えをお願いいたします。

次に、企業長を初め特別職の報酬及び費用弁償について伺います。

企業長、副企業長、議長、副議長、議員、これまで水道事業というのは本当に住民の暮らしに欠かせない事業であり、本来であれば各自治体でとり行っているものと言えます。しかし、それぞれの自治体が集まりまして一部事務組合という形をとっているわけですが、例えば取手市長で見ますと――副管理者であります。報酬月額が87万6,000円、これは取手市長としての報酬月額です。そのほかにこの水道企業団を初め下水道組合、龍ヶ崎衛生組合、火葬場等々一部事務組合からの報酬を合算いたしますと100万円を当然超す金額となります。都合で一部事務組合という形をとっているだけで、報酬はそれぞれの自治体からもう既に受け取っているわけですから、報酬の二重取りとも言えるのではないのでしょうか。

この提案されております条例案は、削減幅は一律20%にしたということをお聞きしましたが、その根拠について、また、今後報酬はなくしていく、ゼロにしていく方向で検討するお考えがありますでしょうか。

あわせて、費用弁償ですが、これまで1日5,000円という金額から2,000円へと引き下げ

たということは、私どもはゼロにすべきということを提案してまいりましたが、一步前進と言えます。ゼロにするか、もしくはいわゆる実費支給という形にすることのほうが、それをしなければ、市民の納得はやはり得られないのではないかというふうに思っております。これからそうした方向で検討していくお考えがありますでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

それから、第6条のところの日当等の額がございます。これまでに研修された場合に日当等の支給がされてきたわけですが、これまで研修されてきた、すべてとは言いませんが、ここ数年で結構でございます。どこにどのような目的で研修に行かれ、その研修成果はどのように活かされてきたのか、また、そこに食事料2,000円という額がございます。2,400円が2,000円に減額ということになっておりますが、食事はどなたもどこでもするという考えからいきますと、ゼロでいいのではないかというふうに思ったのですが、これについて検討する考えはありますでしょうか。

それから、車賃の37円というのがありますが、1kmにつきというこの37円の根拠について、もしわかりましたら教えてください。

以上で1回目を終わります。

#### ○曾根一吉 議長

答弁を求めます。串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

#### ○串田武久 企業長

野口利枝子議員のご質問にお答えいたします。

特別職の報酬についてであります。現在、企業団では企業全般の経費の見直しをしておるところであります。人件費の見直しの一環といたしまして、特別職の報酬の20%の減額をしたものでございます。

今後につきましても、報酬及び費用弁償につきましても、構成市並びに近隣組合の支給状況、それらを調査しながら、財政状況を十分に勘案しながら見直しを行ってまいりたい、このように考えておるところであります。

監査委員の報酬変更の根拠と比較、それとこれまでの研修の成果等につきましても事務局より答弁いたします。

#### ○曾根一吉 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

#### ○野口 勇 事務所長

野口議員のご質問にお答えいたします。

監査委員の出席回数が報酬変更の根拠であります。回数は年15回を予定しております。内訳といたしましては、例月出納検査が12回、決算審査、定期監査、決算議会がそれぞれ

1回あります。

次に、監査委員の報酬と比較についてであります。現在は年間で7万500円ですが、改正されると識見者は日額で6,800円となります。年間では9万5,200円となります。議会選出議員は日額で6,300円となりますので、年間で8万8,200円となります。

次に、研修についてであります。平成18年は、7月11日から13日にかけて、沖縄県企業局において人事管理等、また、那覇市上下水道局では経費削減に伴う各種取り組み等の研修をいたしております。平成19年は、10月17日から18日にかけて、長野県佐久水道企業団において民間委託及び経費の削減等について研修をいたしました。

続きまして、監査委員の日額の根拠、識見者と議員の監査の根拠等についてでございますが、特別職の報酬見直しと同様に、近隣の一部事務組合を参考とし、報酬変更の根拠といたしました。現在までは議員及び監査委員の報酬につきましては年額支給をいたしておりましたが、近隣一部事務組合が日額支払いにしたことに伴いまして、企業団におきましてもその支給の取り扱いといたしました。

続きまして、日当、旅費についてであります。旅費の改正につきましては、近隣の一部事務組合を調査いたしまして参考にいたしました。宿泊については最近の原油高に伴い、諸々の物価上昇を考慮し、現状どおりといたしました。

それと年額でどのくらいの違いがあるのか、そういうお話でありましたが、報酬につきましては、識見者が今まで年額であったものが日額に変わることによって2万4,700円の増となります。議員さんの皆さんがされているのは7万500円だったのが、6,300円に変わることによって8万8,200円となりますので1万7,700円の増額となります。

また、費用弁償については、識見者のほうは5,000円から2,000円に変わることによって4万2,000円の減額となります。議員さんのほうの費用弁償は5,000円が2,000円と変わりますので、やはり4万2,000円の減額となります。

日当につきましては、2,200円から1,000円になります。

以上でございます。

#### ○曾根一吉 議長

10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子議員 登壇>

#### ○10番（野口利枝子 議員）

10番、野口でございます。2回目の質疑をいたします。

監査委員の報酬については詳しくご答弁いただきました。その前に、企業長から、事務全般の見直しをしてきているところということで、その一部として特別職の20%減を今回条例改正するという答弁がございました。今後も近隣の状況を見ながら、また財政状況を見ながらというご答弁がございましたが、やはり本来であれば、もうそれぞれの自治体のところで報酬をもらっているわけですから、ゼロでもいいんだという、そういう上から立

てば、大いにそこを、まずそういうところを見直しをして、それから市民の皆さんの暮らしのところでは大変だとなって、そういう思いから、水道料金の引き下げをという大変熱い声が次々上がっているわけですから、そののところがまず市民の要求にこたえながら、なくすべきところの報酬をしっかりと見直しをしていく、費用弁償についても見直していくということをするべきではないかと思います。もう一度企業長のお答えをお願いいたします。

ちょっと確認をさせていただきます。

監査委員のこれまでの費用との差について説明がございました。これまでは議員が監査委員を兼ねるとき、議員から選出された監査委員の場合には、いかなる場合においても重複しないということで監査委員としての報酬の高いほうをとということで支給がされていたわけですが、今回、ここが条例としてなくなり、ほかの一部事務組合との兼ね合いという、比較ということになされておりましたが、議員報酬は議員報酬として、当然、議員の仕事をすることによって受け取る報酬は当然だと思います。それにあわせて監査委員として仕事をすることによって、監査委員としての報酬ももちろん受け取るということは当然なことだとは思いますが、識見者と議員の監査委員のこの差ということの500円の根拠が、他の一部事務組合との比較ということではありますが、このところが何というんですか、であれば、それだけの額を出すのであれば、議員でなくても、本当に識見者2人をお願いしていくという形でも、そのほうが監査もスムーズに行くのかなというふうな思いをしたのですが、それについていかがでしょうか、お考えをお願いいたします。

それから、日当等の6条のところでございますが、研修成果、昨年と一昨年の2回分が今ご報告がございました。18年ですか、沖縄のほうに、那覇の視察と、昨年は長野の佐久ということでもございましたが、成果についてがちょっといまいち、私にはよくわからなかったもので、もう一度成果について、19年のほうは経費削減ということで水道料と下水道料との一括して徴収するということなのかなというふうには想像はしたんですが、もう一度成果についてご報告をいただきたいというふうに思います。

それから、宿泊の、細かいことにはなるわけですが、食事代の2,000円というのはもうゼロでもいいんじゃないかというふうに思ったんですが、宿泊については物価高に伴いというお答えがありました。しかし、宿泊費そのものはもう既にまとめて支払いをするわけですから、その中に食事代というのはもう各自持ちでいいんじゃないかというふうに思うんですが、もう一度それについてのお答えをお願いいたします。

それから、車賃1kmにつき37円の根拠ということなんですが、これは変更されていないわけですから、これまでもそうで、今ガソリンが値上がりしているとは言いますけれども、1km37円を走る車といいますと相当な大型車ということになるのかなというふうに思ったんですが、これについてもご答弁できましたら、お願いします。

以上で2回目終わります。

○曾根一吉 議長

串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

○串田武久 企業長

特別職の報酬についてはゼロにしろという、こうした発言でありますけれども、先ほど来から申し上げているとおりであります。一部事務組合は当組合だけではございません。やはりそれぞれの近隣の組合のあり方、また、報酬のあり方については、今後もこれを是とするのではなくして、今後についても研究を重ねるということでもありますので、この点ご理解をいただければと思っております。

○曾根一吉 議長

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

先ほどの37円の根拠であります、これは国の旅費法を参考にしております。

続きまして、研修の成果ということでもありますけれども、18年は沖縄のほうに行ったわけなんです、上下水道一元化の状況とか、漏水防止対策とか取り組みについて現場研修したわけなんです、やはり先ほども言いましたように指名した人の参考上、合理化、経営の効率化、こういった削減、そういうふうに行っている上下水道でありますので、私どももそうしたこれから先一元化になるわけなので参考としております。19年の長野の佐久のほうでも、やはり上下水道一元化の状況をやっている、そういうことから参考になる、こういうところから2つの水道事業体、それを選んで行ってきております。

以上です。

○曾根一吉 議長

これで野口利枝子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎議員 登壇>

○7番（披田信一郎 議員）

通告に従いまして、議案に対する質疑を行ってまいります。

それぞれ伊藤悦子議員、並びに野口利枝子議員とかぶっておりますので、一部省略をさせていただきますと思います。

まず、議案第1号 茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関してであります、私は、野口議員から既に詳細な質疑はなされておりますが、監査委員のものについて、年額を日額に変えるというのはこの条例がつくられたというか、当企業団の発足時などに比べると月例監査がなされているなど、実質的な業務がふえているというようなことをかんがみて、実質に対応するという趣旨だろう

という意味で理解ができるところなんです、一点、この監査委員報酬の支給について、方式はともかくとしても、議員選出について従前の、改正前の条例において重複支給をしない、これが近隣の他のものと同じでなかったにしても、このような規定をあえて今までつくり守ってきたというのを変えるというための積極的、また具体的な理由という点でまだご答弁をいただけてないというふうに思います。今回そのことを変えることとした経緯、または監査その他の中で、さまざまな中で指摘が具体的にあったのかどうかなどご説明を求めます。

続いて、議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。

伊藤議員からの質疑にもありましたが、量水器、いわゆる水道メーターの使用料について、料金制度の中でこれを廃止し、その分実質的に水道料金の一部値下げをするという改正提案であるわけでありますが、そしてこれは昨年11月、当議会が請願の採択をしたということによって議会意思が示されたところの、基本料という言い方がされておりますが、基本料を含めた料金制度全体をこの際見直し、あわせて今後の持続的な水道事業の継続を保障する財政健全化を図るべき、そういう、特にこれは特別委員会の審査をまとめた特別委員会委員長報告の中にその詳細な事項は示されていたと思いますけれども、それらの内容を含めて、結果は値下げを幾らかでもするという趣旨であるわけでありまして、その議論の過程で、そういった全体を見直し、その結果、どこまでの値下げができるのか、できないのか、また、どのようにするのかということが議会として昨年出されたと思うわけでありまして、そこで言われている課題のその一部をなすものが今回出されていると思われま

す。先ほどの企業長答弁でも、質疑の過程で特に、ある意味では第一段階、とりあえず現段階でできるのはこのメーター使用料部分、年額で平年ベースで約5,200万円程度の減収効果を生むものであるわけでありまして、一人一人の利用者サイドで見ると、水量や世帯の構成によって何とも言えませんけれども、二、三%程度の値下げを意味すると思われま

すけれども、それがあ

る意味では精いっぱい、今後のことについてはもう少し研究というおっしゃられ方をしましたけれども、もう少し先の段階でしかそれができないという趣旨のことが言われていると思います。

しかし、ここで私の質疑は、かえって逆にそういうことであるならば、議会の意思を示されたのも昨年11月でありまして、執行部においてもこのような、例えば経営検討委員会を設置し、ある種行財政改革をしっかりと進めてきている作業は既に3年目に至るような作業をなされていると思われま

す。そのような中で、この料金問題を含めた全体的な見直しというのは、一定の時間はかかるものだということは理解できますけれども、一見先送りしているというところが問題ではなかろうかと感じております。

そこで伺いいたしますのは、実質的に検討はした結果、今回条例改正として出されて

いるように、年額5,200万円程度に相当する量水器、いわゆるメーター使用料の徴収廃止としての値下げが精いっぱいということであるのか、それとも数カ月なり半年なりの研究検討を続けて、第二弾の、それが幾ばくかのものになるかは別として、基本料金体系の変更などに伴う値下げを今後もしていくということになるのか、現時点、それが極めてわかりにくい。そこをもう少し明確に説明していただきたいと思うものであります。

そしてもし小出しにやっていくとすれば、せつかくの今回のメーター料を廃止するという実質値下げであるわけですけれども、この効果そのものがあいまいになって、やはり今できる精いっばいのことを利用者に示して、そのことをもって契約者をふやし、そして中期的、長期的には先ほどの企業長答弁にもありましたように、今後の施設の更新なり、この水道企業の持続的な発展というか、持続させていくために必要な今後かかるさまざまな経営的な難しさを乗り切っていくという、そのために今最大の見える努力をした結果なのか、そうではないのかということのあいまいさをもう少しはっきりさせていただいたほうがいいのではないかと、お聞きいたします。

続いて、議案第3号 平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

借り換えすることで、支払いの減る利息分というのが約3,500万円程度あり、また、一方、2号議案の関連でメーター使用料の徴収を廃止することによる今年度後半期分の2,600万円程度の減収というようなものが主な補正となっております。それらの差額、それから、一方では借り換えが、借りるものと返すものとの差額というようなことが必ずしもわかりやすい形での予算書の書かれ方になっておりますので、その差額の扱いなどについて、この際詳しい説明を求めたいと思います。

以上で議案に対する質疑といたします。

**○曾根一吉 議長**

串田武久企業長。

<串田武久企業長 登壇>

**○串田武久 企業長**

披田信一郎議員の質問にお答えいたします。

あいまいさが残るという発言がありましたが、私たち執行部は、当企業団を経営する上では確実性を求めていくための段階的措置をとるという考え方で今後も取り組んでまいることをお誓いをしたいと思っております。

あわせて、量水器の使用料につきましても、平成20年度におきましては、ご指摘のとおり2,686万円というものが減収になるわけではありますが、これらにつきましては内部で十分会議も重ねました。あわせて、これ以外にも委託料の見直し、繰り上げ償還に伴う支払い利息の縮減、それ以外にも内部努力でカバーしていきたい、このように考えておるところでございます。



今後の水道料金でございますが、先ほどにも申し上げているとおり、大きく、当企業団の経営のあり方に大きな影響を与えます料金でございます。あわせて今後の安心・安全な水道事業の継続等のためのいろいろな課題が集積されておりますので、中期的な見直し、研究をして財政計画をさらに構築してまいりたい、このように思っております。

また、今年度であります、企業団内部に経営企画グループを設置して、今後における企業団経営見直しの中でも検討してまいりたい、このように考えておるところであります。

以上であります。

**○曾根一吉 議長**

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

**○野口 勇 事務所長**

それでは、議案第1号と議案第2号について説明したいと思います。

初めに、監査委員の報酬でございますが、例月出納検査及び決算審査で年間15日程度となっております。改正案の日額報酬で換算いたしますと、従前の年額報酬を若干上回りますが、今後監査委員においても、地方公共団体の財政健全化法における健全化判断比率等の審査といった今までの決算審査にない項目が多くなることから日数的にもふえるものと考えております。

次に、議会選出監査委員に対する重複支給はということでございますが、現在までは議員報酬の中でお願いたしておりましたが、今回特別職報酬引き下げを行うに当たり、近隣一部事務組合等を調査したところ、監査委員報酬については日額支払いをしておりますので、企業団におきましてもその支給の取り扱いについて、あわせて変更するものでありますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、量水器使用料廃止に伴う全体的な見直しの検討はあったのかとのご質問でございますが、今回の量水器使用料廃止でございますが、今回特別職報酬削減及び各種委託料等削減にあわせて、水道利用者に対するサービスの一つとして実施するものでございます。

今後におきましては、企業団内部に設置しました経営企画グループを中心としたさらなる改善を目指しまして、経営検討委員会にも伝えながら協議をしております。

次に、借り換えと量水器使用料廃止による減収の全体的収支バランスでありますけれども、平成20年度補正予算で2,558万円、平成21年度以降は約5,200万円くらいの収入減となると思われますので、企業債の繰り上げ償還による支払い利息の縮減、委託料の見直し等による経費削減によって充当いたしまして、職員は自助努力できるものは実施していくことによって経費の削減を図ってまいりたい、こう思っております。

以上であります。

**○曾根一吉 議長**

7番、披田信一郎議員。

< 7番、披田信一郎議員 登壇 >

○7番（披田信一郎 議員）

2回目の質疑を行わせていただきます。

議案第1号については、何かちょっとしつこいようになっちゃうので避けたかったんですけども、唯一1点伺いたかったことは、議会選出の監査委員に対して、日額請求というふうに制度を変えるのはそれはそれでいいだろう。従前の重複をさせないという規定をそのまま残したとすれば、それで計算したものとの差が、ある意味では大変な実際の作業がある部分を議員だからということでプラスアルファの仕事をしなければならないということの意味するわけではありますけれども、どのような不都合があるのか。何かの不都合があると思ったから、重複規定の削除をこの際したんだろう。その理由はということを一1点です、わかりやすくご説明ください。

それから、議案第2号の関連につきましては、企業長の慎重に、しかし段階的にやれることはしっかりやっていくんだということをおっしゃって、それはそれでよくわかりました。

これは若干考え方にもなるかとは思いますが、今回見方によってはささやかかもしれませんが、一種の水道料金の値上げの一つである改正が提起されているわけでありまして。これから相当な期間を経て、またこんなに大幅なことが第二弾、第三弾でできるとは少なくとも私は思えない中で、せっかくのこの努力をしているという効果がある意味では減じていくのではないかと、段階的ということの逆の、消費者というか、利用者側の心理の問題もあるのではないかと思うわけでありまして。そういう意味では今後もスピードというか、できないならできないということを含めて、やはりある程度、そんなに時間を置かずして、ここまで徹底した検討をし、こういう問題があるということを議会に、そして利用者、住民に説明をすることによって、その誠意を示していくことがこの問題については必要だと思うわけでありましてけれども、今後のスピードについて、先ほどの事務所長のお話の中ではちょっと時間的タイムスケジュールがよくわかりませんので、まだ半年以上ある、例えば今年度中にその辺のところはいくのか、もっと1年、2年以上かけなければできないのか、これらについての説明を求めます。

以上です。

○曾根一吉 議長

串田武久企業長。

< 串田武久企業長 登壇 >

○串田武久 企業長

基本料金、水道料金の問題についてのご質問、再度あるわけでありまして、先ほど最後に申しあげましたように、今年度より企業団内部での経営企画グループというものを設置しておりますので、経営見通しの中で検討してまいりたい、このように思っております。

それでは、段階的というのはどのスパンで考えられるのかということではありますが、現時点ではであります、石綿管については80キロ、これから直していかなければならないところがあります。1km 1億円であります。算出はすぐ出るわけです。あわせて鉛管であります、これはもう1万件を超えているところがまだ残っておるわけであります。これにつきましても約1件当たり20万円であります。総合計しますとこの改修費だけでも100億円はかかるという条件ではありますが、安心・安全のための供給の水を続けるということであれば、それはどういう形でやっていくのか、あわせて料金はどのような下げ方ができるのか。これは今の時点ですぐに答えを出せと言われても出る問題ではないと私は思っております。

それ以外にも配水場の老朽化が進んでおります。これとて多くの単位の改修工事が予定せざるを得ない。そうした中での供給と料金とのあり方の関係というものは、私は段階的にとは申しましたが、極めてその時期的な問題については、これからの大きな研究課題になっていくのではないかと、このように私は思っております。

○曾根一吉 議長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時58分

---

再 開 午後 3時00分

○曾根一吉 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

野口 勇事務所長。

<野口 勇事務所長 登壇>

○野口 勇 事務所長

監査委員につきましては、地方自治法で識見を有する者を議会の同意を得て選任する、企業長の任命であることや、任期満了においても、後任者が選任されるまでの間はその任務を行うことを妨げないなど……、独立製の機関であるため、今回の規定を外し、独立製の確保の中で支給するものであります。

以上です。

○曾根一吉 議長

これで披田信一郎議員の質疑を終わります。

以上で、通告された議案の質疑が全部終わりました。

---

◇討論

○曾根一吉 議長

これから討論を行います。討論はありませんか。

8番、伊藤悦子議員。

< 8番、伊藤悦子議員 登壇 >

○8番（伊藤悦子 議員）

日本共産党を代表いたしまして、議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について討論を行います。

今回の条例改正は、第23条、料金に関することです。23条は、料金は次の各号に掲げる基本料金、超過料金及び量水器使用料の合計額に消費税3%を乗じて得た消費税を加算した額とするなどとなっています。そのうちの量水器使用料が廃止されたものです。これは長年市民の皆さんと日本共産党が求めてきたものです。市民要望が一步前進したかと受けとめているところです。

しかし、19年11月の定例議会で採択された水道料金引き下げの請願の基本料、基本水量料金値下げ、超過料金の引き下げが対象にならなかったことは非常に残念です。今後経営の中で検討される、こういう企業長のお話がありましたが、市民生活はますます苦しくなっているのが実態です。政府から景気後退の発表もありました。8月からは食料品などの値上げもあります。また、龍ヶ崎市、取手市においては国民健康保険料の値上げもあるところです。これ以上どうやって生活を守れというのかが市民の思いです。

企業長は、ことし2月の定例議会で請願が採択されたことは重く受けとめていってご答弁をし、今の中でもそのようなご答弁をなさっています。市民生活を守ることが公営企業の役割であることを考え、11月定例会で住民の願う基本料金や超過料金の値下げの料金改正を求めて、賛成討論といたします。

○曾根一吉 議長

12番、貫井 徹議員。

< 12番、貫井 徹議員 登壇 >

○12番（貫井 徹 議員）

公明党を代表しまして、賛成討論をいたします。

宮原議員が監査委員でございますので、私後輩でございますけれども、貫井徹が討論したいと思います。

議案第1号ないし議案第2号、議案第3号につきまして、賛成の討論をいたします。

質疑でもいろいろやりとりがございました。まず、議案第1号の茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

企業長、副企業長、それぞれ民間の企業の経営及び管理職、かつまた組合役員等民間企業の修羅場をくぐってきた企業長と副企業長になりまして、こういう目に見える形で行政改革、ほかの一部事務組合に先駆けて提出されたことにまず評価するものでございます。

完全とは言えませんが、その意欲、また、臨時議会開会してもこういった部分の改正条例を出したことに對して、公明党議員団といたしまして評価して賛成の討論といたします。

2点目の議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、私は、平成16年より茨城県南水道企業団の議員、末席をいただいているわけでございますけれども、その間、茶谷 巖公明党議員、また、大塚龍ヶ崎選出の公明党議員、そういった歴代の公明党の議員団といたしまして、水道事業につきましての経営の合理化、行財政改革を推進し、住民ニーズにこたえる、そういった観点で値下げをこの壇上で訴えてきたところでございます。昨年度もその公明党の要望が実りまして、加入金の定額削減、そのような事例も示していただきまして評価して、今回は量水器等の負担ゼロ、そういった部分の第二弾でございます。半期で2,500万円、年間で約5,000万円の軽減でございます。

そういう中で、私は先ほどの質疑に目をつぶって聞いていたわけでございますけれども、企業長も財政状況を見てチェンジしてまいります、そういった答弁をされておりました。私は、高齢化単身世帯の増加に伴う、第23条でいう家事用の10m<sup>3</sup>水量の超料金、こういった部分に5m<sup>3</sup>部分の、要するに単身世帯の高齢者はやはり非常に使わない方もいらっしゃるので、そういった工夫も今後の財政状況をよく把握しながら研究の一部にしていきたい、そのような部分も提案するところでございます。

いずれにいたしましても、今回、昨年加入金の減額に、第二弾として量水器負担ゼロ、そういった部分の改正条例につきましては、公明党議員団も賛成の立場で、代表で討論したわけでございます。

次に、議案第3号 平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算でございますけれども、これも行財政改革、福田改造内閣も「安心実現内閣」ということで、消費者行政一元化と行政の無駄ゼロ、これをモットーとしてスタートしたわけでございます。そういう中で、今回政府債から縁故債等への借り換え、そういった部分で市中金融機関の金利の低いほうに借り換えしてやっていく、そういう縁故債の部分を説明の中であつたわけでございますけれども、やはりさっきから議論が出ております原油値上げ、また物価の高騰等、3市で構成する住民は非常に厳しい状況に追い込まれておりますので、そういった行財政改革もしっかりなし遂げて、住民に胸を張って、こういった部分で茨城県水道企業団、一般会計より負担金をいただかないでやっていることについては本当に評価しておりますので、今後も企業長、副企業長、また所長を先頭にして、茨城県南水道企業団、行財政無駄ゼロを、改革を大いに進めてもらいたい。そのように指摘して、賛成の討論といたします。

ありがとうございました。

○曾根一吉 議長

そのほかありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○曾根一吉 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

◇採決

○曾根一吉 議長

これから議案第1号から議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○曾根一吉 議長

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○曾根一吉 議長

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

議案第3号 平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○曾根一吉 議長

起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

---

○曾根一吉 議長

以上で今臨時会に付議された日程は全部終了しました。平成20年第2回茨城県南水道企業団議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

---

午後 3時11分 閉会

---

○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調整せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会

議長

會議録署名議員

議員 4番

議員 6番